

## 別添 2 和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業

### 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 2 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とし、かつ、定款において定める組合の地区が 2 以上の都道府県にわたる中小企業等協同組合
- 3 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とする一般社団法人又は一般財団法人

### 第 2 定義

#### 1 和牛

黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の 4 品種並びにそれらの交雑種

#### 2 和牛肉

和牛に由来する肉

#### 3 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する個体識別番号

#### 4 食肉事業者

消費者に和牛肉及びその加工品等を直接提供する食肉卸売業者及び食肉小売業者等

#### 5 食肉専門店

食肉事業者のうち、主として国産食肉の小売を業とする食肉小売業者（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条に規定する食肉販売業の許可を受けた者に限る。）が経営する店

#### 6 和牛肉関連イベント

和牛肉の消費拡大・理解醸成に関連する催物のうち、事業実施主体及び第 4 の 3 の（2）で定める事業参加者（以下「事業実施主体等」という。）が使用予定の食肉の総重量の 5 割以上を和牛肉が占めるもの

#### 7 体験交流イベント

事業実施主体等が、和牛の生産者、和牛肉に係る食肉製品製造

業者や食肉事業者等と連携し、消費者が和牛及び和牛肉に関連する生産体験活動等に参加し、相互に交流する機会を設けることで、和牛肉に係る理解醸成を図る催物

#### 8 小中高等学校

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）で規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校及び高等専修学校

### 第 3 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる 1 から 3 までの取組のいずれか一以上の取組を自らが実施し、又は事業参加者が当該取組（1 の（3）、2 の（3）及び 3 の（3）の取組を除く。）のいずれか一以上の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

#### 1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援事業

事業実施主体等は、食肉専門店における和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施
- (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施
- (3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

#### 2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業

事業実施主体等は、和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 和牛肉関連イベントの推進
  - ア 和牛肉関連イベントの開催
  - イ 和牛肉関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施
  - ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施
- (2) 体験交流イベントの推進
  - ア 体験交流イベントの開催

イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

### 3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業

事業実施主体等は、小中高等学校における和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授業等の実施

(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

## 第4 事業の実施

### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して実施することができるものとする。

### 3 事業の要件

#### (1) 対象和牛肉

対象和牛肉は、大分割4部位（まえ、ともばら、ヒレ付きロイン及びもも）を脱骨・整形し13の部位（「ネック」、「かた」、「かたロース」、「かたばら」、「ともばら」、「ヒレ」、「リブロース」、「サーロイン」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」、「そともも」及び「すね」。以下「13部位」という。）に分割した肉又はこれらを更に分割した肉であって、個体識別番号が確認できるもののうち、「ネック」及び「すね」由来のものでないこと。

#### (2) 事業参加者

食肉事業者であって、1で定める実施要領に基づき、実施計

画書を作成し、事業実施主体へ提出する者とする。

### (3) その他

ア 第3の1の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業実施主体等が一体的に第3の1の(1)及び(2)のいずれも取り組むこと。

(イ) 事業実施主体等が和牛肉を試食提供する際、試食提供した和牛肉の13部位名を表示すること。

(ウ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の部位及び重量並びに理解醸成の内容について、本要綱(別表を含む)の要件を満たすことを確認していること。

イ 第3の2の(1)の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業実施主体等が一体的に第3の2の(1)のア、イ及びウのいずれも取り組むこと。

(イ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の13部位名及び重量について、納品書等の書類と現物が同一であることを確認していること。

ウ 第3の2の(2)の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業実施主体等が一体的に第3の2の(2)のア、イ及びウのいずれも取り組むこと。

(イ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の13部位名及び重量について、納品書等の書類と現物が同一であることを確認していること。

エ 第3の3の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業実施主体等が一体的に第3の3の(1)及び(2)のいずれも取り組むこと。

(イ) 事業実施主体等は、試食提供した和牛肉の13部位名及び重量並びに理解醸成の内容について、取組実績と相違ない旨を小中高等学校に確認していること。

## 4 後援名義

事業実施主体等は、この事業によりポスター、リーフレット等の広報資材を作成した場合及びイベント等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

## 5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度及び令和6年度とする。

## 第5 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 事業参加者は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第6 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3の事業を実施するのに要する経費につき、補助するものとする。

また、第3の3の(1)の事業の実施に当たっては、事業実施主体等は食物アレルギー等に係る小中高等学校で教育を受ける者（以下「児童生徒等」という。）への対応について、最大限配慮することとし、和牛肉の試食提供対象者は児童生徒等及び事業に従事した学校教職員等に限るものとする。

## 第7 補助金交付の手続等

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、自らが実施する取組及び事業参加者が実施する取組を取りまとめの上、別紙様式第1号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）を作成し、理事長の承認を得るものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業費の30%を超える増減
  - (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- ### 2 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の和牛肉需要拡大緊急

対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）別表の事業の種類欄に掲げる1から3までの補助金の相互間における経費の流用

（3）事業費の30%を超える増減

（4）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 4 補助金の概算払

（1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（2）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 5 事業実績の確認

事業実施主体は、事業参加者が実施した取組について、事業の要件に合致するなど、内容が適正であるか確認するものとする。

## 第8 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して第7の2の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、機構はその開示を求めることができるものとする。また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第11 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し立入調査し、又は報告を求めることができるものとする。なお、事業実施主体は、正当な理由なくこれを拒んではならないものとする。

#### 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援事業</p>	<p>(1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>ア 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に係る奨励金</p> <p>イ 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料、消耗品費を含む)</p> <p>(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る事業実施主体による推進指導等に要する経費</p>	<p>定額 (ただし、アの奨励金及び(2)(事業実施主体が(2)に係る広報資材等を作成する場合に要する経費は除く。)を含め、1回当たり10万円を上限とする。また、1店舗当たり3回(1回当たり最大3日間連続)を上限とする。)</p> <p>2万円/回 (ただし、和牛肉の試食提供量は、1回当たり4kg以上とする。)</p> <p>定額 (事業参加者が(2)の取組を行う際に活用する広報資材等を事業実施主体が作成する場合に要する経費を含む。)</p> <p>定額</p>

<p>2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業</p>	<p>(1) 和牛肉関連イベントの推進</p> <p>ア 和牛肉関連イベントの開催に要する経費 (会場費、運営費等)</p> <p>イ 和牛肉関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>(ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費</p> <p>(イ) 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料、消耗品費を含む)</p> <p>ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組に要する経費</p> <p>(2) 体験交流イベントの推進</p> <p>ア 体験交流イベントの開催に要する経費 (バス借上料、施設利用料等)</p> <p>イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>(ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費</p>	<p>定額 (ただし、イの(ア)を含め、1イベント当たり600万円を上限とする。)</p> <p>1/2以内 (ただし、1イベント当たり150kg、単価7,200円/kgを上限とする。)</p> <p>定額 (ただし、イの(ア)を含め、1イベント当たり30万円を上限とする。)</p> <p>1/2以内 (ただし、単価7,200円/kgを上限とする。)</p>
---	---	--

<p>3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業</p>	<p>(イ) 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料、消耗品費を含む)</p> <p>ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る事業実施主体による推進指導等に要する経費</p> <p>(1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>ア 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費</p> <p>イ 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料、消耗品費を含む)</p> <p>(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授業等の実施に要する経費 (講師謝金、機材等借料等)</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る事業実施主体による推進指導等に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額 (ただし、ア及び(2)を含め、1回当たり80万円を上限とする。また、1学校当たり3回を上限とする。)</p> <p>定額 (ただし、各回1人当たり50g、単価7,200円/kgを上限とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
---------------------------------	---	--

別紙様式第1号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画（変更）承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第7の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

注：変更承認申請の場合は、「令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第7の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。」とすること。

記

- 1 事業の目的  
(変更承認申請の場合は、「変更の理由」として記載すること。)
- 2 事業の内容  
別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画書」のとおり
- 3 添付書類  
(1) 定款  
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注1：添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

注2：別紙の備考欄には、必要に応じて別添を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。また、本要綱別添2の第3の2及び3の事業については、取組の概要を確認できる資料を添付すること。

注3：事業の一部を委託して実施する場合は、内容ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙

和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画書

1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援事業

(1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

ア 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に係る奨励金

対象範囲	事業参加者数	総取組回数	販売促進奨励金 (千円)	備考
計				

注：総取組回数は対象範囲ごとの延べ回数を記入し、販売促進奨励金は、一事業参加者当たり3回、60千円を上限とすること。

イ 和牛肉の試食提供に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(3) 事業に係る推進指導等

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業

(1) 和牛肉関連イベントの推進

ア 和牛肉関連イベントの開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

イ 和牛関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

(ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(イ) 和牛肉の試食提供に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(2) 体験交流イベントの推進

ア 体験交流イベントの開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

(ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(イ) 和牛肉の試食提供に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(3) 事業に係る推進指導等

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業

(1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

ア 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

イ 和牛肉の試食提供に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授業等の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

(3) 事業に係る推進指導等

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

4 1 から 3 までの事業の計

(単位：円)

事業の種類	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙様式第2号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第7の2の規定に基づき補助金 円を交付されたく、申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画書」のとおり

注：様式は、別紙様式第1号別紙の「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画書」に準じるものとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補助金	そ の 他 ( )	
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援事業 (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、	円	円	円	

<p>栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施  (3) 事業に係る推進指導等</p> <p>2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業  (1) 和牛肉関連イベントの推進  (2) 体験交流イベントの推進  (3) 事業に係る推進指導等</p> <p>3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業  (1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施  (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授業等の実施  (3) 事業に係る推進指導等</p>				
<p>合 計</p>				

4 事業開始及び完了予定年月  
令和 年 月 ～ 令和 年 月

別紙様式第3号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月

注：別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第7の4の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
1 食肉専門店 における和 牛肉販売促 進支援事業 (1) 食肉専門 店における 和牛肉の消 費拡大のた めの和牛肉 の試食提供 の実施 (2) 和牛及び 和牛肉の生 産、加工、栄 養等の特徴 に関する理 解醸成を図	円	円	円	円	%	円	円	

る取組の実施 (3) 事業に係る推進指導等  2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業 (1) 和牛肉関連イベントの推進 (2) 体験交流イベントの推進 (3) 事業に係る推進指導等  3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業 (1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授業等の実施 (3) 事業に係る推進指導等								
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第8の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実績報告」のとおり

注：様式は、別紙様式第1号別紙の「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ⑥	差引精算 払請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 ( ) ⑤		
1 食肉専門 店における 和牛肉販売 促進支援事 業 (1) 食肉専門 店における 和牛肉の消 費拡大のた	円	円	円	円	円	円	円

<p>めの和牛肉の試食提供の実施</p> <p>(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施</p> <p>(3) 事業に係る推進指導等</p> <p>2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援事業</p> <p>(1) 和牛肉関連イベントの推進</p> <p>(2) 体験交流イベントの推進</p> <p>(3) 事業に係る推進指導等</p> <p>3 小中高等学校における和牛肉の理解醸成支援事業</p> <p>(1) 小中高等学校における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図るための授</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

業等の実施 (3) 事業に係 る推進指導 等							
合 計							

4 事業開始及び完了年月日  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 振込先  
銀行 支店 預金 口座番号

別紙様式第6号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業）補助金について、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添2の第9の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定

収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注： 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料